

報道機関 各位

介護保険料の遡及賦課誤りについて(お詫び)

介護保険料の賦課事務に不適切な処理があり、一部の被保険者の方に対し、保険料を過大に徴収又は還付していたことが判明しました。

1 【概要】

平成 27 年4月1日施行の介護保険法改正により、介護保険料の賦課決定は「各年度における最初の納期の翌日から2年を経過した日以降は行うことができない」とされました。この「各年度における最初の納期」を、一律に普通徴収の第 1 期納期限である 7 月 31 日として期間計算を行っていたところ、特別徴収(年金からの天引き)の方は特別徴収義務者(年金保険者)が保険料を市に納入する期限の日(4月の年金から特別徴収を開始した方の場合5月 10 日)とすべきであったことから、特別徴収の方の一部に対し、賦課決定ができる期限を過ぎて増額又は減額の賦課決定をしておりました。

2 【対象保険料】

平成 29 年度から令和 4 年度の間遡及賦課を行った、平成 27 年度分から令和 2 年度分の介護保険料

3 【対象件数及び金額】

賦課決定のできない期間に増額の賦課決定を行っていた方については増額分が過大徴収となり、減額の賦課決定を行っていた方については減額分が過大還付になっております。

- (1) 過大徴収をした人数及び金額 32 人 641,100 円
- (2) 過大還付をした人数及び金額 39 人 810,400 円

4 【今後の対応】

- (1) 保険料を過大に徴収していた方には、その旨を速やかに通知するとともに、返還手続きを行います。
- (2) 保険料を過大に還付していた方には、追加で徴収を行うことができる期限(2年)を過ぎていることから、追加徴収は行いません。

※ 2 ページ目に続きます※



東久留米市
HIGASHIKURUME CITY

Press Release No.13

東久留米市 企画経営室 秘書広報課（計：2枚）

令和5年7月24日

報道機関 各位

5【再発防止策】

今後、法改正時には、他自治体、システム委託業者との情報共有を行い、適正な法の解釈及び運用に万全を期してまいります。

■問い合わせ先

介護福祉課長・廣瀬（ひろせ） 電話042・470・7818

東久留米市企画経営室秘書広報課 齊藤
Tel.042-470-7712 Fax042-470-7804
E-mail : hishokoho@city.higashikurume.lg.jp